

ドイツからの家きん等の輸入停止措置の解除について

平成24年5月24日

平成22年11月、ドイツにおいて低病原性鳥インフルエンザ（H5N2亜型）が確認されたことから、同国からの家きん等の輸入を停止していたところです。

今般、同国における本病の清浄性が確認されたことから、本日、同国に対する家きん等（ひな、種卵等）の輸入停止措置が解除されました。

なお、家きん肉及びその加工品については、輸入条件の協議が行われていることから、引き続き、輸入停止措置が講じられます。

24消安第934号
平成24年5月24日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

ドイツからの家きん等の輸入停止措置の解除について

ドイツから日本向けに輸出される家きん及びその卵の輸入停止措置については、平成22年11月16日付け22消安第6833号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、ドイツ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 本日以降に日本向けに輸出される家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類）及び本日以降にふ化したその初生ひな
- (2) 本日以降に採卵された家きんの卵（種卵を含む。）

2 羽毛について、低病原性鳥インフルエンザの国内への侵入防止観点からの輸入検査時における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。

3 なお、家きん肉及びその加工品については、現在、輸入条件の協議を行っているところであり、引き続き輸入停止措置を講ずることとする。